

# 政教時報

第三十一號

明治三十三年五月三十日認可

明治三十三年五月三十日認可



## 次目

### 目次

◎奉祝

社說

◎讀史所感(中)

論說

◎感化法發布に就ての所感

月見覺了

◎慈善問題を論して感化院設立の

位置に及ぶ

百目木智璉

### 雜錄

◎窮兒惡化の狀況

### 雜會

### 報

至誠◎地方僧侶の弊◎他山の石◎學生風紀取締◎新平民の哀願◎本願寺と教育◎小學校授業料廢止◎臺灣婦人の纏足◎雜俎

### 雜會

### 報

◎會頭久我侯爵九州巡回記事◎肥前長崎市演

茶話會◎杵島佛◎筑前福岡華孤兒◎豊前行橋今元村演說

◎千秋萬歲◎御慶事の御次第◎皇室と九條家との關係◎歐洲各國の故例◎國民の

## 政教時報第三十號目次

説讀史所感(上)

論社會問題の解釋

録漫遊途上偶感◎雲水雜記(六)

## 大日本佛教徒同盟會綱領

一、佛教本來の面目を發揮して、各自の信念を確立し、國民の道徳を涵養し品性を陶冶する事。

二、佛教の本旨に基きて人道の大義を唱導し、精神的結合によりて國民の一致を鞏固にし國家の隆盛を企圖する事。

三、各宗僧侶を獎勵し、其學德を高めしめ、又從來の惡弊を改善せしむる事。

四、佛教護持の責任を全ふし、健全なる宗教界を形作る事。

五、政教問題を研究して、政府をして公認教制度を立てしむる事。

六、社會問題を講究して、慈善事業を起し、社會の改善を企圖する事。

七、佛教の精神に基ける諸種の教育特に普通教育女子教育を獎勵して、善良なる家庭を形作らしめ又社交を融和せしむる事。

八、社會に於ける一切の迷信を勦絶する事。

九、佛教の光輝を發揚し、其感化を普く世界に光被せしむる事。

十、教界の組織及儀式をして時勢に順應せしむる事。

十一、殖民傳道を獎勵する事。

十二、佛教の光輝を發揚し、其感化を普く世界に光被せしむるの策を講ずる事。

社論 說社會問題の解釋

雜錄 漫遊途上偶感◎雲水雜記(六)

信眾 至誠の心

會議 報各地ノ景況

本誌廣告

一、本誌は毎月二回(一、十五日)發行とす

二、本誌は一切前金にあらざれば御注文に應せず

三、本誌代金は必ず小爲替にて遞送の事但し郵券代用の節は

五厘切手にて一割増の事

四、本誌定價左の如し

一部	一ヶ月	六ヶ月	一年	全國
金貳錢五厘	金五錢	金參拾錢	金六拾錢	無遞送料
明治三十三年五月十四日印刷				
明治三十三年五月十五日發行				
印 刷 人				
發行所 大日本佛教徒同盟會出版部				
東京市本郷森川町一番地				
上村幸三郎				
清水朝太郎				

一、爲替振込局は「本郷森川町郵便局爲替取扱所」宛の事

二、爲替受取人名宛は「東京本郷森川町一番地大日本佛教徒

同盟會出版部」とせらるべし

三、廣告料五號活字一行(二十七字詰)一回金拾錢

四、本誌代金は必ず小爲替にて遞送の事但し郵券代用の節は

五厘切手にて一割増の事

五、本誌定價左の如し

六、本誌は毎月二回(一、十五日)發行とす

七、本誌は一切前金にあらざれば御注文に應せず

八、本誌代金は必ず小爲替にて遞送の事但し郵券代用の節は

五厘切手にて一割増の事

九、本誌定價左の如し

十、本誌は毎月二回(一、十五日)發行とす

十一、本誌は一切前金にあらざれば御注文に應せず

十二、本誌代金は必ず小爲替にて遞送の事但し郵券代用の節は

五厘切手にて一割増の事

讀史所感(中)

## 謹みて

## 讀史所感

(中)

## 政教時報

皇太子妃殿下

の御婚禮を祝し奉る

明治三十三年五月十日

顧みれば今を去ると三百八十三年、實に西暦千五百十七年十月三十日なり。ルウテルが「ウヰツテンベルヒ」會堂の門扉に自家の意見を認め其所信を發表したるは吾人が今尙忘れんと欲して忘る能はざる所、而も改革派の風潮は獨り獨逸國を席捲したるのみに止まらず、瑞士にはツヴィングリがルウテルと同一の精神を以て謝罪の販賣に反対せるあり、此兩者は共に宗教改革の唱導者として殆んど同一の思想を有したりしと雖晚餐禮に付て其意見を異にしたるが爲め、ルウテルは痛くツヴィングリを攻撃し彼は羅馬教の神學者よりも惡しき者なりと云ひ、或は惡魔に惑はされて其說を述る者なりと罵倒し、其後ツヴィングリと相會して、其信仰を談ずるに當り、ルウテルは基督の語は解し難くとも必ず信すべき者なりとてツヴィングリの語を聽容ざりしかば、ツヴィングリは涙を流して請ふ君、我無禮なる詞を怒し偕に基督信者たるの親交を結べよとてその手を出せしにルウテルは其手を握らず、剩さへ汝等の精神は我等の精神と異れりと放言せり、ルウテルの頑硬等の徑庭を見ずと雖、其主義、其特質、其感化に至りては各多

少の異彩を放つて、故にカルヴァインの如きは其辨舌に於ては遙ルウテルに一步を譲りたりしと雖、其智力と學力に於ては遙かにルウテルの上にあり、又ルウテルは種々の苦行をなし多年刻苦して後、遂に其信仰に到達したしが、ツウイングリは彼が如く苦むとなくして早く其信念を堅めたりしなり、又メランヒトンはルウテルに比するに、其膽力と公衆を感動せしむるの能はルウテルに劣りたりしと雖、彼は只親切と學問を以て人を感化し、諄々として自己の仇敵をも尙説服せんとするが如きはルウテルの到底及ばざる所なりき、彼等は各其特質を發揚し其長處を利し以て其職責を盡したりといふべき乎。

六百有餘年の昔に遡りて之を我邦に見るに親鸞上人、日蓮上人、道元禪師の如き孰れも宗教界の偉人たり、宗祖たるの名に背かずと雖、其取る所又各相異なるものありしとを見るに難からず、況んや舊教の爲に畢生の力を盡せしロヨラ、及ザビエーと新教の主唱者たるルウテル等の思想と相一致せざるは固より當然の事のみ、而も此間、余輩の最も注意せざるべからざるはルウテルの前には教會の惡風を非難し、學問を獎勵し、希臘語の新譯聖書を出版したるイラスマスを要し、又聖書を英文に翻譯せしウヰクリップを要し又ホッスを要し、サヴォナロラを要し、ホッスはボヘミヤに於てサヴォナロラは伊太利のフローレンスに於て孰れも偉大なる感化を後世に遺したる一事是なり苟も史を繙くものは必ず親鸞の前に法然を要し源信を要し、空也、良忍の諸師が既に其改革の半身を現はせし所也、後に改むるものあるに至らんと余輩の信じて疑はざる所也。

古今東西の歴史を縦き熟讀反覆せば、世人は其意外なる邊に意外の影響を見るを得べく、服装儀禮を嘲りたる新教徒にして遂に舊教的慣習に陥るものあり、保守的思想に甘んずるものと雖、其活ける信仰は却て前者を凌駕する者あり、若し夫れ虛心平氣、皮相の見解に陥るとあく、具に其真精神を觀察せば、先に嘲るの口を以て後に賞せざるを得ず、先に主張する所、後に改むるものあるに至らんと余輩の信じて疑はざる所也。

余輩は平生第二十世紀の舞臺が今日の教育ある人士に依て其新局面を開き、世界の日本として縱横に踏歩し、光榮ある新世紀の歴史をして東方日出國の獨占たらしめ日本之世界として其一大飛躍をなすの時を翹望するもの、しかも此新局面の展開や、新文明の勃興や、必ず宗教の感化に由り、秩序ある進歩主義に基き其理想に到達すべきことを期す、此理想や、實に宗教の發展に従事して此秩序ある進歩主義に依て自然に到達すべき第三者の位置は自ら明白なり、

而も將に来るべき第三者の展開は、箇々の見、箇々の論各多少の異義異論あるべきなり、唯夫れ余輩は常に秩序ある進歩主義を取るを以て、固より彼慷慨の辯、悲憤の調、一世を罵倒して快を稱するを能はず、此の如きは余輩が何時にも爲し得べく試み得べうとなればなり、然れども爲し難きとあり、試み得ざるとあり、洛陽の宮殿を盡くは易し、然れども咸陽の一火を描くは難し、百千の空中

樓閣を作る何の難きとあらん、しかも百の一之を實行する尙易しとせず、今の時に急なるは如何にして第三時代の進歩を開き、如何にして新しき活動を惹起すべしにあり、而して未だ舊屋に代ゆる新設備なく、何等建設の定見なくして、濫りに破壊をなす、是れ豈に危險なるものに非ざるかと思ふものは、一時代より次の時代に推移するの間、暫くも所謂秩序ある進歩主義とは信仰なきの改革を喜はず、新組織を經營せずして濫りに舊組織を破壊するを喜ばず、一步二歩、新教と稱すと雖、固より十把一束同日に論すべきに非ず試に第三期に進まんとするもの、此第三期や、實に新舊思想衝突の歴史を葬り、兩者正に調和融合躍々として新正面を開き、此に整々堂々として全局の大運動を見るを得べきの時、苟も宗教を思ふものは、一時代より次の時代に推移するの間、暫くも、彼の信仰の燈火なき闇黒時代、迷信時代を見るに忍びず、勢正に此進路を取らざるべからず、此思想や其外觀極めて舊なるが如くにして其實験をして新時代に進歩するものは是れ余輩が彼皮相の觀察者と遂に其所見を異にする所以也。

夫れ今日の時代は嘗てルウテルが起て羅馬法王に反対せし當時と其形勢を異にせり、十五世紀は舊教が其腐敗の極點に達し、羅馬法王の教權尙強大なりし時なり、然れども今日は則らず、舊教は假令十九世紀に於て再び其勢力を挽回したるの觀ありと雖、羅馬法王の勢力は又舊時の盛觀なし、人あり、試に歐洲の中心に立ちて、自らルウテルを以て任じてして、ルウテルの金科玉條を崇拜して羅馬法王に抗抵せよ。是れ唯ルウテルの摸倣者たるのみ、新教中の舊教のみ、復古的思想のみ、四百年の後にして依然として十六世紀のルウテルたれば、

寧ろ人の笑を招かんのみ、唯夫れ精神はルウテルに取る所あれ、畢生の行動は必しも彼を學ぶべからず、或は試にロヨラの唱ふる所を再演して而して舊教の護持者たれ、是れ豈に舊教徒中の舊教たるものに非るか、時勢は進歩せり、今の宗教改革を説く者、時として小學兒童の引力論を聞きて我はニニウトとなりと論ずると一般、其幼稚なる寧ろ憐むに堪たり

二十世紀のルウテルは十六世紀のルウテルを以て同一に推すべきに非ず、外無信仰の徒に對しては信仰の重んずべき所以を説かざるべからず、或は眞信の衰ふるに乘じて漸く其羽翼を伸さんとする迷信の徒を勦絶せざるべからず、而して内は則將に爲すべき事、改善すべき事、講究すべき事枚舉に遑あらず、傳道の途に當る者真に多忙なりと云べし、しかも前車の覆轍は深く後車の戒むべき所以、鎌倉時代以後六百年の歴史は既に風流詠諺に類する隱者的佛教の非なる所以を吾人に教へて積極的大に取るべき所以を吾人に暗示するに非ずや、ルウテル以後四百年の事實は更に新なる知識と経験を吾人に教へたるに非ずや、歐洲に於て既に陳腐なる思想も我に於ては即新思想たり此に於てか西洋崇拜起り、我に於ては舊套に屬するのも彼に於ては時として新事實たり、國粹迂論の人を迷はすや頗る大なるものあらん、所謂新局面の展開といひ新舊思想の調和といふもの早晚政治、教育、宗教、其他一切社會の現象に實現すべきや必せりと雖、國家全局の發展に留意するもの常に之を促進せんば

に順應して遂に最後の理想に到達すべきや明か也、是れ實に吾人か確信して疑はざるところ、日々夜々苦心焦慮して唯其至らざらんとを覺ひ、心私かに自ら足らざるを悲む所以也、今や新局面の展開方に眼前に迫れり、佛教徒たるもの何ぞ睡手一番奮然として蹶起せざる、歴史は今や双手を開て、佛教徒の新生面を大書せんが爲に其報告を待ちつゝあるなり、

論說

# 感化法發布に就て

## の所感（再）

### 月見覺了

今之教界に於て試に左の如きの説を爲さんか、曰く  
宗教の本旨は、人をして心靈的安慰を得せしむるにあり  
人の精神を救ふにあり、人の罪惡を其根本源頭に於て斷治せるにあり、宗教家は其本旨の指示する所に由りて其天職を盡さざるべからず、此を外にして宗教家の行ふべき業務あるなし、かの物質的に人を救はんと擬するが如きは抑ろの餘事のみ、宗教家責任の存する所は茲にあるにはあらざるなり。

と、少しく宗教本家の旨意を解する者より之を見れば、これ固に陳套の言、自明の説、今更之を特言するの要なしと爲さん、然れども奇怪なる今の教界に於ては、此の如きの説を喜ばざるもの尠なからず、甚しきは此を目して頑固の論迂愚

感想（再）

月見覺了

今の教界に於て試に左の如きの説を爲さんか、曰く  
宗教の本旨は、人をして心靈的安慰を得せしむるにあり  
人の精神を救ふにあり、人の罪惡を其根本源頭に於て断  
治せるにあり、宗教家は其本旨の指示する所に由りて其  
天職を盡さざるべからず、此を外にして宗教家の行ふべ  
き業務あるなし、かの物質的に人を救はんと擬するが如  
きは抑ろの餘事のみ、宗教家責任の存する所は茲にある  
にはあらざるなり。

と、少しく宗教本來の旨意を解する者より之を見れば、こ  
れ固に陳套の言、自明の説、今更之を特言するの要なしと爲  
さん、然れども奇怪なる今の教界に於ては、此の如きの説を  
喜ばざるもの尠なからず、甚しきは此を目して頑固の論迂愚

の説どなし、俱に文明時代の宗教を談するに足らざるが如く思惟するものなきにあらず、彼等は謂へらく、此進歩せる時運に脅り徒らに心靈云々を呼號し、精神云々を絶叫するも人誰か耳を之に傾くるものあらんや、宗教家今日の急務は、力を各種の社會事業に致すに在り、而してこれ實に宗教家の當さに盡すべき天職なりと、而して其所謂る社會事業なるもの如何を問へば則ち曰く、餓者餓に啼くの状見るに忍びざるなり、宗教家は宜しく之に食を與ふるの道を講せざるべからず、渴者渴に叫ぶの聲聞くに忍びざるなり、宗教家は宜しく之に飲を與ふるの方を企てざるべからず、貧賤の者憐ひべし之をして富貴ならしめざるべからず、産業なきもの憫むべし之をして産に就かしめざるべからず、曰く何、曰く何、と、而して其多くは皆物質的に人を救はんと擬するものにあらざるはなし、知らず文明的宗教家の行動は須らく此の如くなざるべからざるか、嗚呼迂愚か頑固か未だ之を知らざるなり、余輩は今の教界特に吾佛教界の状勢滔々として此の如くなるを見て、かの陳套の言自明の説今更の如く之を言ふの要なき者を以て、之を今日に大聲疾呼するの眞且急なるを感せすんばあらざるなり、甚哉吾教界の其本を忘れて其末を之れ趁ふや、

今や同盟會は吾教界を警醒して力を感化事業に致さしめんと欲し、大ひに之を鼓吹に努めつゝあり、余輩は之を以て現下最も其宜を得たるの措置たるを信ず、然れども此警醒により此鼓吹に作興せられて感化に從事せんと欲する人士にして、

則不可なり、頃者世人が頻りに新宗教の勃興を説き、又改革の聲を高むるもの要するに、舊佛教の形骸に憮焉たらす、宗教の眞精神たる其信仰の活動を要求するものに外ならず、而して何人か能く宗祖の精神を以て精神とし以て此要求を満足せしめ得べき乎。

夫れ宗教は繼續せる國民に非れば到底其圓滿完全なる發展を遂ぐる能はざるもの、而して之を世界の歴史に尋ねるに誰か我大帝國の如き二千五百有餘年金甌無缺のうるはしき歴史を有するものぞ、宜なる哉日本佛教か此間に發達して、先奈良朝に於る社會的運動となり、平安朝に於ける弘法大師の大識見と日本天台の特殊的發達となり、而して遂に鎌倉時代に於ける宗教的活動となり以て國民の靈性を感化したとの何ぞ偉大なるや、此に至りて佛教は遂に日本宗教たるの真價を發揮するに至れり、而して今や吾人は此に東西の文明を打して一丸となし、新舊思想渾然として將に抱合融和すべし大機会をなすあらば實に吾人の幸なりと雖、若し夫れ佛教を奉ずる者にして能く最近の思潮に通じ、鎌倉時代に於ける宗祖の精神を以て精神とし信仰の利劍を揮ふて縱横自在、無信仰の徒と鬪ひ更に奈良朝に於ける社會的事業を復活し、二十世紀に於ける精神界の指導者たるとを期せば必しも新宗教の開立といはず必しも宗教の改革といはず、佛教真理の闡明は活ける信仰として確に世人に大安慰を與ふべく、吾人の懷抱する秩序的進歩に依て、隱約の間着々其改革の實を擧げ、能く時勢

他の流行物一般の看を爲して之に當らんとするが如き者は固より論なく、假令ひ眞面目に之に當らんと欲する人と雖も、若しかの滔々たる今時の風潮に驅られ、宗教の根本第一義たる精神的救濟を後にして、徒らに他の手段によりて其目的を達せんと欲するが如き念あらば、到底感化の効を奏する能はざるは固よりにして、又同盟會の本志に達へるものといはざるべからざれば、寧ろ初より之に從事せざるの愈れるに如かざることを忠告せんとす、余輩の殊更に此の如きの説を爲す抑の故あり、余輩は時にかの監獄教誨師の報告若くは貧民救助孤児養育等に從事する人々の報告なるものを見て深く心に慨する所あればなり、蓋彼等の報告其多くは宗教家の手によりて成れるもの、而して其報する所のものを見れば、貧民孤児囚徒等の衣服飲食の衰れなる状、其茲に至りし所以の事情等を記する、往々詳密遺す所なきなものにあらず、而かも畢竟は實物質的状態を記するに止まり、其心靈的状態を記するもの甚鮮なし、其平生心を用ひる那邊にあるかは推知するに難からず、夫れ此の如くにして果して能く不良の徒を化し、貧民孤児等をして知足安分その心底より満足を得せしめ得べきや否、余輩は斷じて其不能を言はんとす、余輩は今より感化事業に身を委ねんと欲する人士の、彼等と同一歩調を取

ざるなり、而して宗教の尊き所以亦實に茲に存す、此點に於て余輩は「無益燈」記者が去月の同誌上に於ける所論の正にして又能く時弊に適中せるを歎せんばあらず、若徒らに饑渴寒苦の時に人をして罪惡に陥らしむるものあるを知りて、其之に陥る所以のもの實に是心なることを知らず、饑渴を去り寒苦を除き、飽暖以て逸居せしむれば、感化の能事畢るが如く誤認するものあらば、感化事業は適ま以て慾心を增長し厭くことを知らざる者を養成するに過ぎざるべきなり、今より感化に從事せんと欲する諸師、果して首肯するや否や前々號の本誌上に於て、余輩は政府が感化院を設くるの舉に出でたるを以て國政上的一段の進歩となし、又同盟會が我宗教家をして大に力を此等の事業に致さしめんことを企てたるを以て頗る喜ぶべきの舉なりと爲し、共に之を稱揚するを敢てしたるを以て國政上的一段の進歩となし、又同盟會が我宗教家をりき、唯政府及び宗教家が果して能くかの感化法の精神を貫徹して遺憾なきに至らしめ得べきや否、余輩の頗る關心する所、中に就て吾宗教家諸師が如何なる精神により如何にして感化の効を奏せんと覺悟しつゝあるかは、其最も關心する所たり、乃ち區々陳套自明の説を爲して大方に問ふ此の如し、要は感化事業に從ふ諸師の同盟會飛檄の本志に違ふ勿らんここと處へて止る而已

## 慈善問題と論じて感化院設立の位置に及ぶ

# 陰謀の仕事

なり世人の之に對する疑問漸く冰解し來り、慈善事業の呼聲を進め國家の福祉を増すものと謂ふべし、然るに尙未だ慈善事業を目して徒に遊惰の民を導くものとなし、痛く之を排斥し甚しく攻擊するものあれども、吾人は容易に首肯し能はざるなり、慈善事業を以て遊惰の民を養ふ機關なりと解せば、國家或は之が爲め非常の弊害を蒙り其害や測るべからざるものあらむ、慈善事業は單に金錢又は物品の授受所謂施與のみを以て慈善の目的を達したるものと云ふと能はざるなり、慈善事業とは教訓を與へ、教育を施し、一個の職業を授くるものなりとは、近世泰西諸家の等しく唱ふる所、衣を與へ食を給し水を施すを以て慈善事業の本旨なりと解するは誤謬の甚しきものなり、古昔にありては之を以て慈家の本領と思ひしならむ、今や科學の進歩著しく發達すると共に單純なる施與のみを以て慈善事業の本領と解するは、正當なる見解なりとする能はざるなり

我國慈善事業の發達遲々として進まず、其規模の稍々見るべきものに至りては、寥々乎として晨星の感なき能はず、故に神社佛閣のある所乃ち繁華の地には必ず人の袖にすがり、路を塞ぎ食を乞ふ所謂一種乞丐の徒、三々五々隊をなし姦々としてうごめく者あるをみむ、彼等は一定の住所を要せず、一定の家屋を有せざるも尙能く生活を支ふる所以のものは、神社佛閣に詣する敬神奉佛の念厚き信者の慈哀の手より受くるものあるを以て、彼等は決して常職に就くを好まざるなり、

而して彼等は同類相集り同氣相求め遂に不良の群に入り悪を  
働き罪を犯すに至る、これ慈善の方法を誤るもの、人忍ふべ  
からざるの情あり、慈善の舉太だ美なりと雖も、其方法施設に  
して宜しきを得ざらむか、却て遊惰の民を尊き乞丐を繁殖せ  
しむるに至らむ、吾人の恐る所茲にあり  
顧ふに社會事業に盡瘁するは宗教家の本領にあらざるべしと  
雖も、吾人の信ずる所にして誤りなからしめんか、宗教は社會  
を離れ、人類を遠かり單獨にして行はるゝものにあらず、世に  
交り、世を救ひ人類の爲めに盡さるべからず、社會事業に盡  
瘁するは寧ろ宗教家當然の職務にあらずや、宗教家は精神的  
救濟をなすべし、宗教家は精神的救濟をあすと共にかゝる意  
味に於ての物質的救濟をもなさざるべからず、一概に物質的  
なりとして排斥するは偏狹なる思想に支配さるゝものといふ  
べし、慷慨惻隱の心なきものは人にあらざるなり、身を挺して  
危難を救ひ或は不具廢疾のものを憫むは、人情自然の發する  
所にして例へ宗教家にあらずとするも誰か惻隱の心鬱勃と  
して興らざるものあらむや、況や社會救濟の任務を擔ふ宗教  
家に於てをや、吾人は感化法の政府より出てたるを以て宗教  
家の任務なりと信ずるを以て之を爲すに於て少しも憚る所な  
し、是を以て政府の法案たると否とを問ふの違なきなり、社會  
事業の發達幼稚なる我國に於て、政府が之を獎勵し之を施設  
するに於て、宗教家の奮て力を効すは強て宗教家の不見識と

云ふべからず、亦宗教の根本義に背離するものと信すると能はざるなり、徒に空想に耽り理想の高きに止まり、傲然として白眼他の世上を睥睨するか如きは豈宗教家の本領ならむや、本會議に感化法發布に就て、檄を發して全國佛教徒諸君に警告し之が設立を促したる所以のもの、焉ぞ時流を趁ひ一時の虛名を鈎らむとする卑劣心に出てたるものならむや、感化院の精神は實に少年子弟の墮落を未然に防ぎ、若くは一旦墮落して法網に觸れたる年少者を化して、善良に導き良子弟たらしめんことを期するあり、爰を以て感化院の効力は他の監獄教誨、免囚保護の下に出てざることは、感化法の性質を知るものもし認むる所にして、決して余か管見にあらざるなり、試みに今回發布の感化法第五條を看よ

第五條、感化院には左の各號の第一に該當する者を入院せしむ

一、地方長官に於て滿八歳以上十六歳未滿の者之に對する適當の親權を行ふもの、若くは適當の後見人なくして遊蕩又は乞丐を爲し若くは惡交わうと認めたるもの

## 二、懲治場留置の言渡を受けたる幼者

三、裁判所の許可を経て懲戒場に入るべきもの而して年少者の犯罪をなすは多くは父を喪ひ母に別れ所謂水の渚によるべき孤兒にして、圓滿なる家庭教育を受けざる者、彼等の境遇を觀來れば吾人は遂に一滴の涙なき能はざるなり、感化院の設立は一日も苟にす可らず、少年の感化は最も急

つらん、東宮御慶事の盛典はこの日を擧げさせ玉へり。吾等臣民たるもの今將たいかなる言葉をもて國家千歳の大典を祝ぎまつるべきや、吾等はたゞ吾等の赤心を捧げて、皇室の長へに天壤どもに無窮に傳り、御國の光り彌が上に輝かせ玉ふを賀し奉らむのみ

◎御慶事の御次第　當日の御次第を聞くに午前七時三十分、皇太子殿下は陸軍歩兵少佐の御正裝にて青山の東宮御所、皇太子妃殿下は御和服にて赤阪なる九條邸御出門宮城ある賢所に參り給ひ御東帶、十二單に御召替の上奉告の御式、神酒御拜受の儀あり、終りて、皇太子殿下は再び陸軍歩兵少佐の御正裝にて中禮服に改めさせられ九時御参内兩陛下に御對面御杯の儀あり、午前十一時宮城御出門乃ち四頭立の御馬車に御同乗し青山東宮御所に還啓遊はされ、午後三時再び御出門、御参内諸員の拜賀を受けさせられ六時より宴を賜ひ七時還啓あらせられたるといふ

◎皇室と九條家の關係　皇室と九條家との御縁故御淺からざるは今更申すまでもなき事にして從て同家より入内ありし御方少からず又同家に御降嫁あらせられし御方もありて近世御降嫁の御方は後西園天皇第十一の皇女益子内親王にして九條家第二十代關白左大臣輔實公北政所となり第二十一代關白左大臣師孝公の御母公とならせられたり又御入内の御方にては第廿八代關白左大臣尙忠公の第六女あり畏れ多くも先帝の皇后に立せ給ひし英照皇太后と申上ぐるは此の御方なり

務を要するなり、佛教信徒たる者悲哀の涙を灑きて全力を傾注すべき真個好問題にあらずや、現今之我刑法は惡少年を捕へて獄内の懲治場に送る規定にして、感染し易き罪囚者を告せしむるか如きは、感化の方法其當を得たるものにあらず、而して今回の感化院は此不完全を補はんとして發布せられたり、吾人は適當の方法を得たるを喜ぶなり、感化院の設立して市街繁盛の地、若くは監獄署の傍に置くが如きは、少年を感化せしむる適當の措置にはあらざるなり、可及的僻にして人寰を遠ざかり閑雅幽邃、所謂湖畔水縹渺たるの處、所謂白沙青松の海濱、所謂山紫水明の地を相して之を設けざる者誤解を招かんことを、これ恐るのみ、

## 社 會

◎千秋萬歲　五月十日は永く國民の忘れんとして應ること能はざる、千秋萬々歲を唱へ奉るいともめでたき日にぞありける

さかえゆく御園の松にひなづるの千代のはじめのこゑをきかばや

東宮と皇后宮のあろばしける千代八千代までいやさかねま

張皇帝の即位後に多ければ其式は極めて簡短にして寺院に至りて聖主の前に大典の誓を爲せば僧正は双方の指環をばめ替へて祈福を爲す迄にて夫より内宴に移る位の事にて近く皇太子にして大婚式を擧げしは澳太利帝國の皇太子なりといへり曾て變せざるなり、今回の御慶事に付都鄙到る處肅然として祝意を表し奉らざるはなく、吾人臣民が皇室を愛敬し奉る至誠の心は燃ゆるが如し、歡天喜地、熱心のあまり殆ど狂せんとするの状ありき、國民の衷情將に如此し、九重の雲深き處いかに嘉納あらせ玉ふらむ、因に云ふ去る十日迄宮内省及東宮御所に着したる賀表數を聞くに左の如しと云ふ尤も郵便に托する者も多かるべければ今後到着する者も餘程の多數に及ぶべしと

一箱に納めたる賀表  
一函に載せたる賀表  
一紙に包みたる賀表  
一郵便に托したる賀表  
一電信に托したる賀表  
合計  
一千八百二十通  
三千七百通  
八萬九千三十一通  
五萬五千二通  
二千七百八通

## ② 地方僧侶の弊

現今の僧侶が如何に墮落し、如何に腐敗しつゝあるかは蓋し掩ふべからざる事實にして、心ある心のゝ竊に慨嘆する所なり、吾人は地方僧侶にありて最も甚しきをみる、吾人は決して地方僧侶を排斥するものにあらず、寧ろ多くの同情を以て之を迎へんとするものなり、此等僧侶の諸氏は一郷の德教を司り善良なる風習を作ると共に人心に偉大なる感化を興へ由りて以て、社會道德の根底を形つくる

## ◎歐洲各國の故例

歐洲諸國に於ては皇室の結婚は矢

ものにして僧侶諸氏は大に其言行を慎まざるべからず、而れども事實は往々之に反し、猜忌嫉妬、他を嘲り人を傷け和合協同の實なく公共の事業は曾て經營せらるゝことなし、社會問題は措て問はず、慈善事業の如きは進で之を爲すの勇氣なく却て自ら避くるの風あり、而して徒に檀家の數を誇り、收入の多きを争ひ自己一身の榮達を計るに汲々たるもの比々皆然らざるはなし、これ豈僧家の任務ならむや、宗教家の本領ならむや、好し進で公共の事業にあたり、慈善事業に力を竭さずとするも、せめては品行を方正にし稍宗教家の面目を保たざるべからず、今日地方僧侶にしてよく毅然として濁流に染まるもの果して幾人ぞや、偶事ありて懇親會を催し席に列するもの僧侶と俗人なりとせば、酒三行ならざるに早くも席を亂し狼藉を極るもの必ず僧侶なりと云ふ、是れ地方巡回したものも常に口にする所にして吾人の誣言にあらざるなり、苟も佛陀の福音を傳へ一世の模範たらむとするものにして、人生の軌道を踏み外づが如きは常識を有するものゝ爲す能はざる所なり、此等の弊風を一掃せざれば決して僧侶の品位を高め信用を回復せること能はず、益々弊害を助長し遂に救ふべからざるに至らむ、近時宗教の渴を呼び信仰の飢に叫ぶもの漸く多からむとす、此際奮勵して止まざれば希くは教界の前途其れ必ず見るべきものあらむ

◎他山の石　近來新聞に雜誌に一として宗教界の事細大詳論せざるはなし、世人の漸く宗教に目を注ぎ國家と宗教との關係に重きをなすに至りたるは頗る慶すべき事なり、維新

以來政治上の變動に從ひ物質上の改善に鋭意熱心のあまり宗教、教育の如き精神上に重きを置かざりしが、今や實に局面一轉して宗教、教育上の問題は續々踵を接して起るに至れり、今は是に由りて新生面を生じべし、宗教家の責任は益々大なると共に學を磨き德を修め、一代の師表を以て任せざるべからず、然るに吾人は日々の新聞紙を讀む毎に僧侶腐敗の聲を聞かざるはなし、殊に「時事新報」の如きは痛快なる警語を放つて吾人を教ふること啻に一再に止まらず、其論旨間々吾人の首肯し能ばざる所ありと雖も、他山の石以て我珠を磨くに足らすとせんや、近頃寺と檀家との關係に就て例の筆鋒を以て論して曰く、

抑も世人が父母若くは最愛の子女の葬式を寺の僧侶に託し又は法事を行ふに之を招いて讀經せしむるは畢竟その僧侶を信するが爲めにして、心身の相違こそあれ其趣は自身の病を自ら信する所の醫者に託するに異らず、今の人々を見るに醫者に對しては去就退進甚だ自由にして假令父母の掛りたる醫者にても、自ら其伎倆を信ぜざるさきは更に他の醫者に依頼して毫も遠慮せず中略、然るに精神上の安心を託する僧侶に至りては毫も其徳不徳を問はざるは我輩の了解に苦む所なり、祖先代々の墳墓位牌は現に其寺に託しつゝあるこそなれども、是は偶然の縁にして未來亦劫決して離るべからざるの龍應を呈するもの族々たる頭顛總ての僧侶にして幸に清淨潔白有德有識の清貧ならんには、祖先來の檀那寺として檀家の關係を維持するは勿論なれども、今の僧侶輩を見れば斯る清僧は甚た稀に而て腐敗堕落殆ど名狀すべからざるの醜態を呈するもの族々たる頭顛總て然りといふも過言にあらざるべ(略)凡そ人間の生涯に精神上の安心ほど大切なるはなし自身の病氣にても治療法に不安心されば急ち醫者を代りゆ去就ざるに父母妻子の葬式法事を確多非人に等しき僧侶輩に託して安心なりは我輩の断じて信する能ばざる所なり左れば世間の人々にして眞實安心を得んとならば檀那寺の關係を眼中に置かず唯その僧侶の人物如何を見て自由より差支なしことも若しも例の腐敗坊主ならんには遠慮なく其寺を取換へて婉々と他に移る可し云々

と云ふ、これ亦一策として見るべきなり、風紀取締問題は實に國家重要問題にして善良なる方法を講ずるは目下焦眉の急務なり

### ◎新平民の哀願

丹後國中郡長善村字善王寺端村平民石岡新助外二十一人より此程京都府知事へ差出せる哀願書は左の如し

本郡に於ては平民同様に御並意は只有名無實にして是實施に非ず申我等戸數の鉢々古來より今に至るも穢れ賊しき者と稱へ壓制撲斥せられ御一新以來三十餘年の年月を経過するも未だ御仁澤に浴し同村學校内に於て平等の教育を受ける場合に至らず去る明治二十九年より兵士二三名入營に付ては彼等一人にて屯營の御門に立つ者あれは我等不面目の次第ご當時猶更撲斥甚しく只銘々共の子弟等今に至る迄文盲にて樗果候様の手段のみ候間何卒特別の御諒諭を以て責めては男子たりこそ平等の學課に進み候様願意御採用被下度別紙手續出並爲書寫(署す)相添へ組内連署を以て此段願奉上候也(以上原文の儘)

去れば府廳にても普通教育獎勵の折柄打棄て置くべからざるとどし直ちに視學官を同郡へ派遣し郡長及村長等と協議の上一般學齡兒童と共に就學せしむる事と爲せりと、思ふに文明の今日未だ沿ねく其德澤に浴せざるもの此一國に止まらずして尙多かるべし、生存競争のあらん限り人生の階級素より打破すべくもあらずと雖、猥に階級によりて他を排斥し壓制を加えるか如きは國家の發達を妨くるは云ふ迄もなし、教育家、宗教家は宜く其責に任せざるべからず

◎本願寺と教育　龕龕には佛教大學を起し今又仙臺、四國等の各地に佛教中學を起し、學科の程度は公立中學校同等とし別に佛教學を加ふるとどし、組織は純然たる私立中學校に

徴ひ目下設立認可申請中にて之が許可を受け次第、大に門戸を開き僧侶と俗人とを問はず、凡て希望者を入學せしむるとの東京に遊學するものを可及的妙からしむる方針を執りたり

に決定したる由、吾人は本願寺が獨り各宗に先んじて着々として教育の方面に力を注ぎ、専ら人材養成に意を用ゐらるゝは吾人の大に多とする所なり、希くは其設備を完うし益々教學を獎勵せられむことを望む。

◎小學校授業料廢止 今回の小學校令改正には稍々不同意のものもあるよしなるが、大体に於て養成者大き由、改正令の結果として小學校授業料を廢止したる理由を聞くに、是迄尋常小學校の授業料は全國を平均して一人僅に五六錢に過ぎず又一學校に就て云へば經費總額の二割に過ぎざる少額なるが故に此僅少なる授業料を市町村費に取立つるも決して其負擔を寄重ならしむる程に非ず殊に全體を平均すれば一戸に付大抵一人の就學兒童を有するに依り授業料として納むる經費を市町村費として支出する丈の相違にて寧ろ二重の手數を省くの便宜法どもある可し又一方より云へば授業料に多少の等差あるが爲め其最低の授業料を納むる兒童は自から其貧窮を耻づるの氣味ありて教育上に害あり而して父兄の身に取りては貧富の懸隔甚だしき制合に授業料の等差甚だしからず殆ど同格の教育費を支出するものなるが故に却て市町村費として貧富の程度に應じ徵收すること國民教育の趣意に協ふるものなる可し若しも然らずして授業料を徵收しながら貧民に向つても尙ほ義務教育の履行を強ふるは固より至當の事に非ず今回の小學校令改正は此等の事情に依り授業料廢止を旨とせしものなれば實施の上は兒童の就學を奨励し國民教育の實を擧ぐるの効少なからざるべしと云へり

るものをして華繩を施し鞋上を飾るものあり、或は脚環を入れ鈴又は鼓鐘の形を附して玲瓏たる音聲の發するを喜ぶ者あれども、此等は中產以上の家ならでは爲し難きことす、猶足蹠凹陷し足背穹隆して、前底下に向ひ踵部との平衡を得ざるを以て繩鞋の間より眼下に高さ一二寸の木片を挿入して、脚底の平均を保ち以て歩行を助くると云ふ。要するに脚部を緊束する甚しきを以て疼痛を感じ食を減じ寝を廢することあり、甚しきは寒夜衾を脱して悶熱を去り、或は皮肉腐爛して歩し難きもの、或は腐爛の餘遂に指頭を失ふものありと云ふ、隨分殘酷なる習慣と云ふべし。

◎雞俎 御慶事に先立つて前一日、乃ち去る九日を以て六十八の功臣に男爵を授くるの御沙汰ありたり、其中自己の勳功によるものの三十人、父祖の勳功によるもの三十人、誰か聖恩の優渥に感泣せざるものあらんや。三田の慶應義塾にては先頃修身要領を發表し之が實行を期せんとて所謂三田流の道徳主義を宣布せんとして人を各地に派しつゝありと云ふ、兎角の批評はあれども吾人は今日の社會其勇氣を喜ばずんばある可らず。去る八日金澤市より「政教新聞」づくの第一聲を擧げぬ、吾人と主義を同くし、綱領を一にするもの吾人は吾人同志の生れ出てたるを賀せざるべからず、知らず果して世の風波に堪ゆるや否や、切に其健全を祈る。東京市養育院にて収容したる六七歳の一小童は監督者の目を盗み、聞くさへ胸わる毛虫、蛆虫等の類を捕へ舌鼓を打ちて食ふと云ふ、うが身體は如何なる生理的のものにや。佛骨奉迎委員は愈來る廿三日

◎臺灣婦人の纏足、臺灣は支那人の多數雜居地あるを以て所謂支那風習の纏足熾に行はれ、臺灣婦人中纏足せざるもの僅に十分の一に過ぎずと云ふ如何に其風習の流行たるかは、貴賤貧富に論なく、競ふて女脚を纏小し唯其小ならんを恐る有様なり。俗に纏足の美を稱して三寸の金蓮と雖も實際は尙之より小なるものあり、女子早さは四五歳過ぎも十二三歳に至れば先づ踏趾を基準として他の四趾及之に連繫する蹠骨楔状骨と共に激しく蹠面に向て屈折せしめ、恰も内反馬蹄足の如き形と爲し（中には蹠面の折線深くして能く一厘錢を藏するを得るものあり）各關節は何れも脫臼若くは半脫臼の狀態になるが故に足蹠はために甚しき凹陷を呈し足背は著しく穹隆するに至る故に各趾節は極めて薄弱にして爪甲の如きは只痕跡を止むるのみ、之に反して足背より見るときは只一踏趾を存するのみなるが其踏趾の發育は比較的佳良なり。而して吾人の直立し又は歩行するときは足蹠に三ヶの重點支撑部あり以て中心を維持するものなれども、此非生理的の纏足にありては外側の一支持點を失するのみならず、蹠骨部及蹠趾基底にある矢状線内の二點も、共に變形のため其支撑甚た薄弱となるが故、自然に行歩蹒跚たるに至るなり、纏足を行ふ材料は幅二寸余長さ五尺許の帛にして、之を以て足の前後及中部に緊束し、脚底より足蹠の屈折點に至らしむるなり、此の如く爲したる後華麗なる繩鞋の兩邊に紐襻を付け、脚帶を通じて足首に捲着するなり、去れども中には脚上に膝襠な

神戸出帆の博多丸にて渡航せらるゝとの事、南條博士は一旦大谷派新法主の隨行を辭せられたるは何か意味ありげに嘲をなすものありしが、素より溫厚篤實の博士の事とてざる事のあるべき筈なく、たゞ一身上の都合によりて萬止ことを得ずして辭退されしも遂に再び出發せらるゝ事に決定したりと云ふ。『青年の福音』といふ耶蘇教徒の機關雑誌は國民和氣雰々として敬祝し奉る國家千歳の大典に向て何等の亂臣賊子ぞ「人生の大慘劇」と題し大不敬の文字を臚列して「皇室の尊嚴と神聖とを演さんとせり、由來耶蘇教徒には不忠不義の輩多し國家の爲め慨嘆せざるを得ず。花開き花謝し九十の春光瞬間にして盡き、滿山の新綠鬱々葱々たり、花の開落吾に於て何等傷心の事なしと雖も、人生の行路轉た之に類することなしとせむや、毀譽素より問はず況や褒貶をや、顧みて教界の前途を想へば醉生夢死、渾沌として憮然たり暗然たり、噫

### 窮兒惡化の狀況

#### 五 緒

左の一編は東京市養育院幹事並に本會總務員安達恵忠氏の筆に成り同院より已出版したるものにして時節柄一讀を要するの價值ありと信じ本號より之を轉載することなし。讀者諸君に利益ある所あらば幸なり。

(一) 穷兒の種類  
窮兒の種類は、皆父祖傳來の者にあらず中には傳來の者なし

一父兄に捨られ頼るべき所なき者

東京の下流社會は、月に幾回も移轉するものあり、生計困難に際すれば其子を置去り、又は放逐するもの少からず、若し其子女にして、十歳以内にて乞食をなす能はされば、夫々の手續を経て棄兒として教はるべし譯なれども、彼貧民の巢窟には、乞食を鬻さする者多きが故に、捨られたる者も常に之を見習ふが爲めに、直に乞食群中に投じて教はるへの道を得ざるなり。

### 一 犬子の追放に遭ひし者

下等社會は結婚離婚甚だ容易にして表面の手續を踏まざるもの少からず、故に其舉けたる子女も入籍せしめず、而して前妻の子後妻の子を惡みて追放するが如きは此無教育社會に免れざるの狀態なり、貧民窟にありては是等の子女若し才以下なれば、之を引取りて乞食の材料を使用する者多し、而して其使用者は彼兒女の段々成育して人の哀憐を惹かざるに至れば又之を追放す、追放せられたる子女は、既に乞食に慣れたるが故に、毫も困苦を感せす忽ち乞食群中に投す、

右の外にも乞丐の子乞丐となる者もあるべく、又他に種々の事情に出るものもあるべけれども、詮ずる所棄兒遺児の二種に外ならずとす、揚此社會の棄兒遺児に就ては、甚だ奇怪なる現象の存するものあり、曾て下谷萬年町の貧民窟を取調たるとき、三四才位なる小児を六名有したる一家ありき、皆同年齢あるが故に一見して其の家に生れたるものにあらざるを知る、就て之れを糺せば、曰く彼は隣家の車夫某の置去にしたる小兒なり、是れは此の長屋内に棄られたる者なり、憫然なる餘り斯の如く育て置くなりと、其の言を聞けば頗る貧民中の慈善家の如し、當時其の行爲に感じ斯る貧民にも仁義は存する者よと思ひたるに、充分に、取調ぶれば、何んぞ圖らん、

彼は實に殘忍なる小兒の損料屋ならんとは、小兒の損料屋とは甚だ怪しみべきが如しと雖も、社會には此種の者少からず、而して此損料屋は多くの棄遺児を養ひ、乞丐等に損料を徵して貸與するものと知るべし、不具癡疾の乞丐が、瘦せ衰へた

る小兒を携帶するを見れば、誰か哀憐の情を起さるるものあらんや、四十五十の壯年なる男子が、懷中に當才子を抱き五六年なる幼兒の手を引き連れ、此程妻に死なれ小兒二人を取遣され、家業にも出られずとて、泣々店頭に立たば誰か一縷の涙を灑がざらんや、寒夜赤子を抱て寒風にさらさるゝ老婆の娘に死なれて此子を遣されたりといはゞ、誰か數錢を投じて彼を救ふを思はざらんや、試に縁日を徜徉せば、此種の者を多く見受ける事あるべし、是等の小兒は此損料屋より貸出す者多しといふ、而して瘦衰へたる者は、損料貴く、肥満なるものは損料廉なり、其價は十錢以下一二三錢に至ると云ふ、此事に依りて、彼の損料屋が此小兒を養ふ状況を思へば其殘忍にして小兒をして肥満せしめざる方法を用ひるや知るべくなり豈くべき状態にあらずや

右の損料屋は、此小兒等が損料貸とならざるの年齢に達すれば、女児なれば三味線又は住吉踊などを授けて乞食を行はしむ、若し男児ならんには、角兵衛獅子の如き者に賣渡すか、然らずんば、追放するものとす、追放すれば忽ち乞丐群中に投するなり、左れば棄兒遺児にても最下等の者は、收養せらるゝ者多々あるを知るべし

### (二) 犬児の變化

右等の損料の結局は、掏摸、竊盜、強盜行旅病者となり公共の費用を以て收養せらるゝなり、其事實を詳明せんとせば、窮兒が幼年より壯年に至るまでの變化を説かざるべからず

窮兒の状態を觀察するに、年齢に依りて、種々なるも状況に

變化するものとす、人の袖にすがり、人の軒に立て、哀を請ふ者は五六才以上十二三才以下を多しとす、風體を紙屑拾ひ等によろぼひて種々の小盜をなす者は十才以上十四五才迄の者多く、是より以上は掏摸と化し、立ん坊となるものなり、試に淺草公園、東西本願寺、其他所々の墓地を徘徊して、人の袖にすがり哀を乞ふ者を見よ、多くは五六才より十二三才以内の小兒にて其以上の年齢に見ゆる者は甚だ稀なるにあらずや、斯る小兒は、自己の意思より出で、乞丐をなすに非ず、多くは老人壯者在りて之を使役し、成るべく悲哀の情をよそほふて他の愛憐の情を惹かんとする者なり、十年以上上の者は、人の哀憐の情を惹くこと薄く、之に施與するもの少あきが故に、止むを得ず、其手段に變化を生ぜざるを得ず

### (三) 犬児進んで「ボタハジキ」及「カツパライ」

抑も「ボタハジキ」及び「カツパライ」なるものは、前記の如き境界を経過して成長したる窮児の將に掏摸、竊盜等に變化しつゝある所の一階級に屬する名稱なり、而して「ボタハジキ」は掏摸の雛子にして「カツパライ」は竊盜の雛子なり、「ボタ」も「カツパライ」も共に十四五才より十五六才の者多しと雖も、十二三にして既に其仲間に入るもあり、「ボタ」は概ねその群集を當込みて些々たる金品を掏摸取るものなり、然れども、而して「ボタハジキ」が業とする所は、縁日又は種々の群集を當込みて些々たる金品を掏摸取るものなり、然れども彼等は眞成なる親方を有したる掏摸に非ず「ボタハジキ」

となる

の中にて最も敏腕なる者より漸次に親方に屬して眞成の掏摸と化するものなり、「カツパライ」は多くは紙屑籠を脊負ひ、又は手に小籠を携へ、其形相は紙屑拾ひなれども、十中の九半は純然たる屑拾ひに非ず、唯警察官の叱咤と驅逐を免れんが爲と、裏小路又は邸宅内の塵捨場等に入込むに人の嫌疑を避けんが爲の便宜に斯る状態を装ふ者にして、彼等は小路又は裏屋などに入込みて、紙屑籠などを拾ひ取ると共に他人の隙を窺ひて衣類履物等を手當次第に取り去るゝものとす、到る所に紙屑拾ひ入る可らずと書したる木札を打付たるは、此害を避けるが爲の豫防にして、彼等が如何に他を害するかは、彼木札の多く打れたるを以て之を推知するを得べし、彼等の所爲は是に止らず、辻店、食物店又は神佛の賽錢箱を窺ふて之を盗み取るものなり、窮児が往々貳尺計りの棒先の曲りたるものを持するを見るべし、彼棒先には鳥飼を付したるものなり、是彼等が神社佛閣の賽錢箱の中に指し入れて賽錢を釣り上げ、又は店先の小物品を釣り取るの用に供する者とす、彼等は晝夜種々の手段を研究して斯る悪事を働く事に身を任ぬるが故に、惡事に掛けて辛抱強き事は驚くに堪へたり、何れの町内にても彼等に些々の金品を盗まるゝ者、日として之あらざるなけれども、何れも些々たる金錢物品なれば、被害者も一々之を警察署に届出する者なし、又彼等の敏捷なる些かの間際に乘じて、金品を盗み去る事、恰も處の地上の物をさらひて飛去るが如し、故に是を盜賊とも名くるなり。此働きの巧妙なる者は、窮児群中の兄株と尊崇せら

れ、遂には衆多の窮兒を使役して親方となるに至り、子分より收入高の幾分を徴収して彼等に乞丐の方法より悪事を働く手段を教授するものとす、右等の窮兒は單に斯る惡事を働くのみにはあらず、乞食をも爲すものあり、彼等は人の哀憐を惹かざるが故に、其乞食をなすに當りては三五群をなして、多くなる店頭に立ち、哀を乞ふて頑然動かず蓬頭垢面、身に褴褛を纏ひたる者の佇立せらるゝは、多忙なる商店にては、甚しき迷惑を感じずるより止を得ず數錢を投じて之を去らしむ、然れども、才迄の者を多しとす、試に彼等の群を見よ、稀には十七八才とも見ゆる者あれども十中一二に過ぎず、左れば十四五才以上のは如何に成行くやを考へざるべからず、實に彼等の成長は、社會に大害を流すの泉源と化するものにて、詳かに此情況を觀察し來れば誠に戰慄せざるを得ず(つゝく)

## 會 報

## 久我會頭九州巡回紀事(續)

肥前 長崎

◎四月三日 午前二時武雄有志に送られて、發車、黎明長崎着、地方有志者の停車場に出迎ふるもの數百人、各種の旗を樹て、腕車數十輛、相連續して走り、賓家に入る、而謁を乞ふもの旅館に集合し来る、◎光永寺演説會 同日午後一時より桶屋町光永寺に於て演説す、是より先き、地方有志者ほ難聞の甚しさを慮り、豫め入場券を頒布し、之を有するも

時之を掲げて、芳志を傳ふることせん

## 肥前 武雄に於ける

◎杵島佛教會 同會の創立趣意書及び規則を得たればこれをお左に掲ぐ、猶該會は今回改善を加へて其趣意を擴張する由なれば其際復掲載するべし

## 杵島佛教會創立趣意

熟々方今我帝國ノ現勢ヲ察スルニ征満ノ役全捷餘德ノ光榮トシテ條約改正已ニ成テ内地開放セラレ外人雜居殆ント眼前ニ迫ル誰カ舊何ゾ看過シテ可ナラン哉試ニ思ヘ教育實業諸般ノ準備ソノ緒ニ就クト雖ニ國家ノ氣脈精神ノ團結ナキニ臻テハ音ニ徒然タルノミ惟フニ吾佛教ハ國史上ニ特殊ノ關係ヲ有シ爾來國體ヲ守護シ永ク大和民族ノ精神ヲ支配シ來ル日本特有ノ佛教ナルモノナリ豈國家ノ氣脈民心ノ統合スル佛教ナニ臻テ復タ何ニ依テカ保ソコトヲ得ンヤ然ルニ時漸ク降リ弊生シ隨テ國民奉佛ノ意志ニ薄ク爲ニ護國ノ思想ニ乏シ依テ内地雜居ノ門閥將ニノ鎖錠ヲ開カレントスアルモ一思牛心爰ニ至ラス姑ニシテ途ニ起ツコトナクハ外人雜居ノ曉キニハ自然厥教ハ國民ノ體裡ニ侵入シテ日本特有ノ精神恐クハ消滅ゼン果シテ然ラハ愛國ノ士奉佛ノ徒豈對岸ノ火災禦シテ可ナランヤ奮然蹶起同心協力シテ以テ佛教擴張ノ進路ヲ取リ以テ社會ノ安寧ヲ護セスハ百年ノ大計也ナキチ奈何ゼン嗚呼千歳一遇ノ秋ニ遭遇シツ、姑息以テ時ヲ誤リ因循以テ機ヲ失ナハ、何ノ面目アリテカ社會ニ立ツコトナセん哉

吾曹驕ニ茲ニ鑑ミ佛教ノ頽淵ヲ既例ニ挽回セント欲シ自ラ奮テ杵島佛教會ナルモノヲ祖織シ佛教ヲ顯揚シテ一乘至極ノ處理ヲ教示シ進テハ國體ヲ守護シテテ皇恩ノ萬一二奉答セント欲ス冀クハ教界ノ志士社會ノ現象情況ヲ質問シ迅ニ此ノ舉ヲ賛セラレントヲ爾云

明治三十年十一月一日

## 創立員敬白

## 杵島佛教會規則

第壹條 本會ヲ杵島佛教會ト稱ス

第貳條 本會ハ本部ヲ幹事長ノ所在地ニ置キ支部ヲ摘要ノ場所ニ設ケ  
チ奈何ゼン

第參條 本會ノ目的ハ佛陀ノ道場ニ依リ吾人ノ智德ヲ増進シ帝國ノ光榮ヲ宣揚セ

## シムルニアリ

第四條 本會ハ時誼ヲ計ヒ布教場ヲ設ケ演説講話ヲ開筵シテ會旨ノ擴張ヲ謀シテノトス

第五條 本會ハ佛教ニ關スル新聞雜誌編輯所ヲ設ケルモノトス

第六條 本會ハ春秋二季ニ大會ヲ挾宜ノ地ニ開ケラモノトス

第七條 本會ノ目的ヲ贊成スルモノハ何人ニ拘ハラス會員タルコトヲ得ル

第八條 本會ハ左ノ役員ヲ會員中ヨリ大會ノ終ニ選舉シ諸般ノ會務ヲ整理セシム

一正會員 但役員ハ其ノ任期ヲ滿一ヶ年トシ再選スルコトヲ得ル

一特別會員 本會維持上特別ノ功勞アルモノ

第七條 本會ハ左ノ役員ヲ會員中ヨリ大會ノ終ニ選舉シ諸般ノ會務ヲ整理セシム

一幹事 但役員ハ其ノ任期ヲ滿一ヶ年トシ再選スルコトヲ得ル

一幹事長 本會一切ノ事務ヲ整理ス

一幹事長 本會事務ノ必要アルコトニ幹事長ノ報告ニ依リ集會討論スルモノトス

一幹事長 幹事長ノ指揮ニ依リ各支部ヲ例會ニ出張スルモノトス

一幹事長 幹事長ノ指揮ニ依リ各支部ノ幹事長ノ指揮ニ依リ各支部ノ會務ヲ司ルモノトス

第十條 本會ハ左ノ役員ハ左ノ権限ニ從ヒ各々其ノ責任ヲ有スルモノトス

一幹事長 幹事長ヲ補々會務ヲ司ル

一幹事長 本會事務ノ必要アルコトニ幹事長ノ報告ニ依リ集會討論スルモノトス

一幹事長 幹事長ノ指揮ニ依リ各支部ヲ例會ニ出張スルモノトス

一幹事長 幹事長ノ指揮ニ依リ各支部ノ幹事長ノ指揮ニ依リ各支部ノ會務ヲ司ルモノトス

一幹事長 幹事長ノ

て侯を迎ふ。是侯が香椎追遠祭副總裁たるが爲に、今回の漫遊を期とし、之を迎へて其勞を慰せんとするなり、博多下車數十名の士に迎へられて東公園一方亭に入り、晝餐、松下市長、谷口書記官、警部長、實業家等有志數十名交々侯の壽を爲す、餐後、近角常盤二學士は三苦朝次郎氏の案内によりて萬行寺内龍華孤兒院を參觀す、三苦氏は同院創立員の一人なりといふ、因に記す、同地有志中にも同盟會に同情を寄せしもの一二にして止まらざりき。

## 豊前行橋

◎四月四日、午後六時小倉に着す、同地素封家守永兩家の斡旋により、中西旅肆にて休息、武田圓道、傳伯道、伊藤令衆、藤堂英龍、廣瀬一郎、榎権吉諸氏、或は一組を代表し、或は教務所總代として、或は行橋町信徒總代として、或は小倉町門徒總代として歓迎す、七時同驛發車、守永兩氏特に同車して見送らる、八時半行橋着、折しも祝報の煙火十數發の響を傳へ、近郷の紳士、紳商、各宗信徒、僧侶等の出迎ふるものが堵の如し、行橋署長警部巡查侯爵を警護して腕車に導き停車場より前代議士堤献久氏邸まで幾町の間、歓迎者絡繹として絶えず、九時同邸着、京都郡佛教同盟會員井上道亮、布教使草野本誓諸氏出迎ふ、横尾淡海氏は京都郡を藤代龍淨氏及び長尾良溪氏は田川郡法中を代表して同夜伺候せり、●演説會、四月五日、午前九時京都郡今元村淨喜寺に於て、演説會、非常の快晴なりしを以て近在近郷より廳集し來れる善男善女の夥しき、實に非常なるものあり、此附近の宗教熱盛なる佛教の感化のあせねき、多く他に比類を見ざる所なり、或は既に前夜より來りて堂に宿するもの三分の一なりしとの、皆喜んで狂せんどし、其情眞に鞠すべきものあり、煙火空に響き、緑門の翠色歡迎の狀あり、會場は三千人を容るの、九時腕車に送られて今元村に至る、送るもの、迎ふるもの、皆喜んで狂せんどし、其情眞に鞠すべきものあり、煙火

立錐の餘地なき盛況を呈せり、先づ淨喜寺に於て、例の如く常盤、近角二文學士の熱心なる演説に引續き、我會頭の挨拶あり、一同皆歡喜雀躍せり、淨慶寺に於ては三十分を後れて、常盤文學士の演説に引續き、侯爵の挨拶ありて、侯爵は常盤文學士、中堀駒太郎二氏を伴ひて、中津に向て去り、近角文學士は歸京の途に就かんが爲、こゝにて分袂するととなり、近角學士は最後に女子の爲に懇々の談話ありて、直に停車場に趣けば宛も侯爵が南下の列車の發せんとする折なり、警部某氏、豊州鐵道會社津川立之助氏其他見送するもの數百名、同地演説會場にありし時間は僅ゝ三時間に過ぎざりしも此一行の同地に與へし影響蓋し鮮少にあらざりしならん、●斡旋の人々、武田圓道、原田良遜、矢島菊千代、藤丸富丸、今井良正、藤代龍淨、長尾良溪、加來圓成、堤半六、中勝七、林田壽市、二見直平、前田英太郎、工藤藤太郎、進壯平、横山忠平、龜村傳二郎、横山某、秋滿政平、廣瀬一郎、榎権吉、岩生庄二郎、中野新平、村上庄藏、福谷庄八、玉江彦輔、熊谷關平、白川安太郎、末次傳六、同定八、關多三郎、白石元藏、西本彦平、小今川忠平、片岸善助、濱田清一、金子直平の諸氏、或は歓迎に、或は會場整理に、其他諸般の準備を整ひ、斯の盛況を作せしは、頗る感謝の念に堪へず、謹んで芳名を列記して、其盡瘁の勞を謝す。

(以下次號)

